

会員制場外車券売場

ラ・ピスタ新橋

会 員 約 定 書

(会員)

第1条 会員とは、会員制場外車券売場ラ・ピスタ新橋（以下「ラ・ピスタ新橋」という。）の会員約定義を承認の上、ラ・ピスタ新橋へ会員登録の申請をし、ラ・ピスタ新橋管理施行者協議会の委託を受けラ・ピスタ新橋を管理運営する株式会社サテライトジャパン（以下「サテライトジャパン」という。）の実施する登録資格審査を経て、会員データベースに登録された方をいいます。

(入会資格)

第2条 次の各号の一に該当する方は、会員資格を得ることができません。また、会員が次の各号の一に該当することとなったときは、直ちにサテライトジャパンに届け出ることとします。

- 1) 20歳未満の方。
- 2) 法令により競輪場等に入場を禁止又は拒否されている方。
- 3) 成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で復権を得ない方。
- 4) 競輪および公営競技に関する法律に違反して、罰金以上の刑に処せられた方。
- 5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者。
- 6) 競輪に携わる政府職員および競輪施行者の職員。
- 7) 日本自転車振興会及び自転車競技会の役員ならびに競輪選手。
- 8) 集团的、かつ、常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある方。また、そのような団体に所属している方。
- 9) その他審査により、入会に適さないと判断された方。

(入会手続き)

第3条 本施設の利用を希望する方は、所定の申込用紙に所要事項を記入し、所定資料と別に定める登録手数料を添えて入会申込手続きをお取り頂きます。登録手数料は、理由の如何にかかわらず返還しないものとします。

(会員登録の有効期間)

第4条 会員登録の有効期間は、会員が登録を認められた日からサテライトジャパンの指定する期日までとし、会員証に記載します。

(登録更新)

第5条 会員が登録更新を申請するときは、所定の申請書に別に定める更新手数料を添えて登録更新手続きをお取り頂きます。登録手数料は、理由の如何にかかわらず返還しないものとします。

2 更新資格審査について

(約定の改正ならびに承認)

第6条 本約定義は必要に応じて変更・改正する場合があります。変更・改正を行ったときは会員に告知するものとし、その適用日以降に会員がラ・ピスタ新橋を利用したときは、その変更・改正を承認したものとみなします。

(会員証)

第7条 サテライトジャパンは、会員資格を得た方に対して会員証を発行し、会員はその会員証を来場に際し持参し、求めに応じて会員証を提示することとします。

- 2) 会員証は登録された本人のみが使用でき、他人に貸与もしくは譲渡することはできません。
- 3) 会員証の紛失・破損等により会員証の再発行を行う場合には、会員本人が速やかに所定の申請書に別に定める再発行手数料を添えて会員証再発行手続きをお取り頂きます。再発行手数料は、理由の如何にかかわらず返還しないものとします。
- 4) 第17条により会員資格を喪失した場合、速やかに会員証をサテライトジャパンに返還することとします。

(勝者投票券の発売および払戻し)

第8条 ラ・ピスタ新橋における勝者投票券（以下、「車券」といいます。）の発売は、1,000円（一般フロアは1ベット100円以上、指定席フロアは1ベット200円以上100円刻み）以上とします。

- 2) 車券の払戻しは、ラ・ピスタ新橋において発売した車券または、ラ・ピスタ新橋で発売したレースに限り、開催競輪場や他の場外で発売した車券で、有効期限を過ぎていないものに限ります。
- 3) 払戻しはラ・ピスタ新橋の開催日に限り行うものとします。
- 4) 一度発売された車券は、会員の自己責任において管理するものとし、車券の取り忘れや紛失などに際し、サテライトジャパンは一切の責任を負わないものとします。

(利用方法)

第9条 ラ・ピスタ新橋の利用方法については、サテライトジャパンが別に定めるものとします。

(利用予約)

第10条 会員がラ・ピスタ新橋を利用するときは原則として予約制とし、

予めサテライトジャパンが別に定める方法で利用予約を行うこととします。

- 2) 予約は受付順に基づいて処理し、その予約の受付数が所定の人数に達したときは、予約解消（キャンセル）が生ずる時点まで、その受付を中断するものとします。

(個人情報の取扱いについて)

第11条 サテライトジャパンは、会員登録に関連して収集した会員の属性情報（以下「個人情報」といいます。）を「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項（JIS Q 15001）」に準拠し厳正な管理を行うものとします。

2) サテライトジャパンは次の場合を除き、会員登録に関連して知り得た個人情報を第三者に開示または漏洩しないものとします。

- (1) ラ・ピスタ新橋から会員に対する各種ご案内の送付業務を秘密保持契約を締結した第三者に委託する場合。
- (2) 会員データベース等の保守業務を秘密保持契約を締結した第三者に委託する場合。
- (3) 会員サービスのうちラ・ピスタポイントの景品お渡しに関わる業務を秘密保持契約を締結した第三者に委託する場合。
- (4) 裁判所の発する令状その他裁判所の判断に従い開示する場合。
- (5) 警察により捜査協力の要請があった場合。

3) サテライトジャパンは、個人情報の取扱いについての細則を個人情報に関する法令及びその他規範に則り、別に定めるものとします。

4) 会員は、サテライトジャパンに対して、会員自身の個人情報を開示するよう請求することができ、また、開示請求により万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、会員は当該情報の訂正または削除の請求ができます。

(禁止事項)

第12条 会員がラ・ピスタ新橋を利用するにあたり、次の事項を禁止します。

- 1) 原則として公共交通機関で来場するものとし、理由の如何を問わず自転車・オートバイ・自動車による来場はできません。
- 2) 車券は会員本人が購入するものとし、他人に購入させることはできません。
- 3) 一度購入した車券は如何なる理由があっても、買戻しを請求することはできません。
- 4) 財産上の利益を図る目的の有無にかかわらず、不特定多数の者から車券の購入に関する委託を受けてはなりません。
- 5) 車券、マークカード、予想紙およびゴミ等の路上への投棄その他環境の美観を損なう行為をしてはなりません。
- 6) ラ・ピスタ新橋場内は、基本的に禁煙とし、別に定める喫煙場所以外の喫煙はできません。

(入場拒否)

第13条 次の各号の一に該当する会員に対しては、ラ・ピスタ新橋への入場を拒否します。

- (1) 会員証を携帯していない方。
- (2) 凶器等の危険物を所持している方。
- (3) 施設内の秩序を乱すなど、他の会員に迷惑をおよぼす恐れがある方。
- (4) アルコール類の場内への持込み、またはアルコールや薬物などの影響により、他の方に迷惑をかけるおそれがある方。
- (5) 第17条に規定する欠格事由に該当することになった方。
- (6) ペット（介護犬を除く）を併い入場しようとした方。
- (7) ラ・ピスタ新橋で過去に退場処分を受けた方。
- (8) 服装、異臭、言動など
- (9) この約定に違反または違反するおそれがある方。

(退場命令)

第14条 すでにラ・ピスタ新橋へ入場している会員が次の各号の一に該当する場合は、退場を命ずることがあります。

- (1) 前条各号に該当する方。
- (2) 違法な行為またはその行為をしようとした方。
- (3) 他人の車券の購入を妨害、強制もしくはこれに故なく干渉した方。
- (4) 施設内で物品等を販売・頒布または物乞いした方、またはその類似行為をした方。
- (5) 施設内で寄付を募った方。
- (6) 業としてレースの予想をした方。
- (7) 施行者職員および場内取締員の指示に従わない方。
- (8) 故意に施設内の器物等を破壊した方。
- (9) 不正入場したことが判明した方。
- (10) 施設内で不正な勧誘行為またはその行為をしようとした方。
- (11) 会員の立場を利用し、他の会員に迷惑となる行為をしようとした方。

(免責)

第15条 開催競輪場における開催の途中中止、設備の使用不能その他やむを得ない事由により、ラ・ピスタ新橋における車券の発売および払戻し

を途中で中止する場合があっても、サテライトジャパンは、一切その責は負わないものとします。

- 2 会員はラ・ビスタ新橋内において、自己及び自己の所有物（車券を含む）を自らの責任において管理するものとし、サテライトジャパンは重大な過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないものとします。

(登録事項の変更)

第16条 登録事項の変更もしくは訂正が生じた時は、会員は速やかに書面によりサテライトジャパンへ届け出るものとします。

(会員資格の喪失)

第17条 会員から書面により解約の申し出があったときまたは会員が次の各号の一に該当したときは、サテライトジャパンは、会員本人に通知をし、会員資格を喪失させることとします。

- (1)退会したとき。
 - (2)死亡したとき。
 - (3)会員入会申込書またはその添付書類に虚偽の申告をしたとき。
 - (4)第2条に定める欠格者となったとき。
 - (5)本約定に違反したとき。
 - (6)会員が、会員の立場を利用して不正な行為を行ったとき。
 - (7)ラ・ビスタ新橋または、サテライトジャパンの名誉、信用が傷つけられたとき。
 - (8)ラ・ビスタ新橋の設備等を故意に損壊したとき。
 - (9)第14条各号に該当したとき。
 - (10)その他、サテライトジャパンが会員として不適格で除名することを必要と認めたとき。
- 2 前項各号の理由により除名されたとき、会員は損害賠償の請求を行うことはできません。

(会員の責任)

第18条 会員はラ・ビスタ新橋の利用に関して、サテライトジャパン、他の会員、第三者に損害を与えたときは、その賠償責任を負うものとします。

(閉鎖又は利用制限)

第19条 サテライトジャパンは次の各号によりラ・ビスタ新橋の営業が不可能または著しく困難になった場合、ラ・ビスタ新橋の全部または一部を閉鎖し、ラ・ビスタ新橋の利用を制限することができます。同時にすべての会員との契約を解除することができます。この場合、会員は、その他名目の如何を問わず、損害賠償責任等の異議申し立てをすることができません。

- (1)法令の制定・改廃されたときまたは行政指導を受けたとき。
- (2)天災・地変その他不可抗力の事態が発生したとき。
- (3)著しい社会・経済情勢の変化があるとき。
- (4)法令に基づく点検、改善および必要な施設改修などがあるとき。
- (5)やむをえない事由があるときまたは、会社が必要と認めたとき。

(特別会員)

第20条 特別会員とはラ・ビスタ新橋会員データベースに登録された会員のうち、別に定める施設利用料を支払い、サテライトジャパンが特別会員と認めた方をいいます。

- 2 特別会員は指定席を予約により優先的に利用できる権利を有します。
- 3 その他特別会員の特典については別に定めるものとします。

(施設利用料)

第21条 特別会員は、入会時および登録更新時に、会員約定第3条ならびに第5条に定める登録手数料・登録更新料の他、別に定める施設利用料をお支払い頂きます。施設利用料は原則として理由に如何にかかわらず返還いたしません。

(指定席の利用)

第22条 指定席は、特別会員が予約により優先的に利用でき、その日に残席が出た場合に限り、その他の会員が利用できるものとします。指定席の利用方法についてはサテライトジャパンが別に定めるものとします。

- 2 会員が指定席を利用する時には、その都度、別に定める座席指定料を支払うものとします。お支払頂いた座席指定料は理由の如何にかかわらず返還いたしません。
- 3 すでに徴収した座席指定料は理由の如何にかかわらず返還いたしません。

(準拠法)

第23条 この規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

(合意管轄)

第24条 会員とサテライトジャパンとの間における一切の訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

この約定書は、平成10年11月20日から施行する

附 則

この約定書は、平成15年1月1日から施行する

附 則

この約定書は、平成19年6月13日から施行する

個人情報の取扱いに関する重要事項

株式会社サテライトジャパン（以下「当社」という）は会員制場外車券売場ラ・ビスタ新橋（以下「ラ・ビスタ新橋」という）の会員及び入会を申込まれた方（以下合わせて「会員等」という）の個人情報を「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、必要な保護措置を講じたうえ、以下のとおり取扱います。

1. 個人情報の収集

当社は、偽りその他不正の手段による個人情報の収集はいたしません。個人情報を収集した場合はあらかじめその利用目的を会員等に通知または公表します。

ラ・ビスタ新橋の会員登録、入会資格審査のため、次の個人情報を収集します。

- (1)氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時および入会後に届出た事項
- (2)会員等より収集した住民票等の公的機関が発行する書類の記載事項
- (3)証明写真

2. 個人情報の利用目的

当社は、個人情報を取扱うに当り、その利用目的を特定し、特定された利用目的の達成に必要な範囲内でのみ利用します。また、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、会員等に通知または公表します。

次の目的のため個人情報を利用します。

- (1)会員証を発行するため
- (2)各種会員制サービスの提供をするため
- (3)イベントやキャンペーンのご案内をお送りするため
- (4)お客様のご意見をお聞きするなど、企画の参考のため
- (5)会員登録更新などのご案内をお送りするため
- (6)ご協力いただいた調査に対して謝礼などをお送りするため
- (7)ご応募いただいた懸賞などに対する景品等をお送りするため
- (8)館内で急病・事故・トラブルが発生した場合の緊急連絡先を確保するため
- (9)会員情報の収集に当たって、当社が利用目的として特に明示した事項

3. 個人情報の開示、訂正、削除

会員等は当社に対し、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社はその内容を速やかに確認し、必要に応じて登録情報の追加・変更・訂正または削除（退会）等を行います。

個人情報のうち、市町村などの名称および郵便番号など、発送業務を行う上で支障がある情報に変更があった場合には、当社が登録情報を変更させていただく場合があります。

4. 個人情報の取扱いに関する不同意

当社は、会員等が入会の申込みに必要な事項の記載を希望しない場合、また本事項に定める個人情報の取扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや退会の手続きをとることがあります。但し、上記「個人情報の利用目的」に定める各種ご案内に対する中止の申し出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません。

5. 個人情報の管理について

収集した個人情報は、厳正な管理下で安全に取り扱います。

また、個人情報を正確・最新の内容に保つよう努め、取扱う個人情報の漏洩・滅失・毀損の防止、その他個人データの安全管理のため厳正な措置を講じます。

6. 個人情報の保存期間

会員等より収集した入会申込書原本及び証明写真は、データ登録した後会員等へ返却しますが、保有データは退会時および有効期限が切れた日から1年経過した月の月末まで保存します。また、防犯・防災・館内秩序維持を目的とし設置されている防犯カメラについては、録画等による保存は一切いたしません。

7. 従業者・委託先の監督

当社は、従業者に個人情報を取扱わせるに当たり、その個人情報の安全管理のために細心の注意を払い、厳正な監督を行います。また、当社が信頼に足ると判断し個人情報の秘密保持契約を結んだ企業に、業務の一部として個人情報の取り扱いを委託する場合がありますが、この場合にも、個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対する厳正な監督を行います。

- (1)業務の一部を個人情報の秘密保持契約を結んだ次の第三者へ委託します。
 - ・保存された個人データの保守を委託する業者
 - ・各種ご案内の発送を委託する業者
 - ・会員サービスの内、ラ・ビスタポイントの景品お渡しに関わる業務を委託する業者
- (2)上記(1)以外にお客様の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することはありません。

8. 個人情報の取扱いに関する問合せ先

ラ・ビスタ新橋会員センター
〒105-0004 東京都港区新橋2-7-1
フリーダイヤル 0120-666-401
携帯電話の方は 03-3500-3017